



鳥取県公報

平成14年 3月29日(金)

号外第53号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県納税貯蓄組合規則の一部を改正する規則(30)(税務課).....	2
	鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則(31)().....	6
	鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則の一部を改正する規則(32)(同和対策課).....	8
	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する 事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則(33)(市町村振興課).....	11
	鳥取県立自然公園条例施行規則及び鳥取県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則 (34)(景観自然課).....	11

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県納税貯蓄組合規則の一部を改正する規則

1 納税貯蓄組合に対する補助金の交付額の算定方法を次のように改めることとした。(第6条関係)

改 正 後	現 行
次に掲げる額を合算して得た額 (1) 補助金の交付に関する計算期間(以下「計算期間」という。)における組合員以外の者の雇用に要した費用の額 (2) 計算期間における帳簿書類の購入に要した費用の額 (3) 計算期間における組合員以外の者が所有する事務所の借受けに要した費用の額 (4) 計算期間における納税義務者である組合員の数に300円を乗じて得た額	次に掲げる額を合算して得た額 (1) 組合員が納期限内に納付等をした個人の事業税等に係る納付書等の総数を100円に乗じて得た額 (2) 納期限内の納付割合に応じて定められた率を組合員が納期限内に納付等をした個人の事業税等の総額に乗じて得た額(計算期間中における納期限内の納付割合が100分の80以上である組合に係るものに限る。) (3) 新設した組合が、設立後初めて計算期間中に納付書等を取り扱った場合には、1万円

2 納期限内の県税の納付割合が100分の80に満たない組合には、補助金を交付しないこととした。(第6条関係)

3 補助金の交付額の算定方法の改正に伴う様式の改正を行うこととした。(第4号様式関係)

4 納税貯蓄組合に係る様式中の取扱税目から特別地方消費税を削ることとした。(第1号様式、第2号様式、第6号様式、第7号様式関係)

5 施行期日等

(1) この規則は、平成14年4月1日から施行することとした。

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

1 西部県税事務所日野支所の分任出納員の現金出納の手続の特例を定めることとした。(第23条、第21号)

様式、第22号様式関係)

- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 この規則は、平成14年 4月 1日から施行することとした。

鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

- 1 奨学金の貸与の要件の一部を他から同種類の奨学資金の貸与又は給与を受けていないこと(現行 日本育英会法による育英資金、母子及び寡婦福祉法による修学資金又は鳥取県育英奨学資金貸与規則による奨学資金の貸与を受けていないこと)とすることとした。(第3条関係)
- 2 奨学金の月額、5万1,000円(現行 4万9,000円)と入学年次における納付金(授業料その他知事が定めるものに限る。)の年額の12分の1の額とを比較して、いずれか低い額とすることとした。(第4条関係)
- 3 奨学金の返還期間を20年(現行 10年)以内とし、返還方法に月賦の方法を加えることとした。(第13条関係)
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 5 施行期日等
 - (1) この規則は、平成14年 4月 1日から施行することとした。
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

- 1 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。(第2条関係)
- 2 鳥取県統計調査条例施行規則に基づく事務のうち、人口動態特別調査に係る事務を市町村等が処理する事務から除くこととした。(第2条関係)
- 3 この規則は、平成14年 4月 1日から施行することとした。ただし、2は、公布の日から施行することとした。

鳥取県立自然公園条例施行規則及び鳥取県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 沿岸漁業等振興法の廃止等に伴う所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

鳥取県納税貯蓄組合規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第30号

鳥取県納税貯蓄組合規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県納税貯蓄組合規則(昭和30年鳥取県規則第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下「追加項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項等を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削る。

改 正 後	改 正 前																
<p>(補助金の交付)</p> <p>第6条 知事は、予算の範囲内において、前条の計算期間(以下「計算期間」という。)の末日現在において組合員が10人以上の組合に対し、法第10条第1項に規定する事務費の額に相当する額を限度として次に掲げる額を合算して得た額の補助金を交付する。ただし、次に掲げる額を合算して得た額が1,000円未満の場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 計算期間において当該組合の組合員(資本又は出資の金額が5,000万円を超える法人である組合員を除く。以下同じ。)以外の者を雇用した場合における当該雇用に要した費用の額(計算期間において組合員(計算期間の初日現在に組合員であった者で計算期間中に組合員でなくなったもの及び計算期間の初日現在に組合員でない者で計算期間中に組合員となったものを含む。)のうち県税(個人の事業税及び普通徴収の方法により徴収する自動車税に限る。以下同じ。)の納税義務を有するもの(以下「納税義務組合員」という。)の数が30人以下の組合にあっては4,250円、納税義務組合員の数が31人以上の組合にあっては4,250円に納税義務組合員の数が30人を超える数10人ごとに850円を加算した額を限度とする。)</p> <p>(2) 計算期間において帳簿書類を購入した場合における当該購入に要した費用の額</p>	<p>(補助金の交付)</p> <p>第6条 知事は、予算の範囲内において、前条の計算期間の末日現在において組合員が10人以上の組合に対し、法第10条第1項に規定する事務費の額に相当する額を限度として次の各号に規定する額を合算して得た額の補助金を交付する。ただし、次の各号に規定する額を合算して得た額が1,000円未満の場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 前条の計算期間中において、当該組合の組合員(資本又は出資の金額が5,000万円を超える法人である組合員を除く。以下同じ。)が納期限(期限後申告、更正若しくは決定、繰上徴収、徴収の猶予又は換価の猶予に係る期限を除く。以下同じ。)内に納付し、又は納入した県税(個人の事業税、特別地方消費税及び普通徴収の方法により徴収する自動車税に限る。以下同じ。)に係る納付書又は納入書の総数(納期限内において2回以上に分割して納付し、又は納入した場合の第2回以後のものを除く。)を100円に乗じて得た金額</p> <p>(2) 前条の計算期間中において、当該組合の組合員が納期限内に納付し、又は納入した県税の総額の当該納期限内に納付し、又は納入すべき県税の総額に対する割合(以下「納期内納付割合」という。)が100分の80以上である組合については、次の表の左欄に掲げる納期内納付割合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める率を当該納付し、又は納入した県税の総額に乗じて得た金額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">納期内納付割合</th> <th style="text-align: center;">率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100分の100</td> <td>100分の1.7</td> </tr> <tr> <td>100分の98以上100分の100未満</td> <td>100分の1.6</td> </tr> <tr> <td>100分の97以上100分の98未満</td> <td>100分の1.5</td> </tr> <tr> <td>100分の95以上100分の97未満</td> <td>100分の1.4</td> </tr> <tr> <td>100分の90以上100分の95未満</td> <td>100分の1.2</td> </tr> <tr> <td>100分の85以上100分の90未満</td> <td>100分の0.9</td> </tr> <tr> <td>100分の80以上100分の85未満</td> <td>100分の0.7</td> </tr> </tbody> </table>	納期内納付割合	率	100分の100	100分の1.7	100分の98以上100分の100未満	100分の1.6	100分の97以上100分の98未満	100分の1.5	100分の95以上100分の97未満	100分の1.4	100分の90以上100分の95未満	100分の1.2	100分の85以上100分の90未満	100分の0.9	100分の80以上100分の85未満	100分の0.7
納期内納付割合	率																
100分の100	100分の1.7																
100分の98以上100分の100未満	100分の1.6																
100分の97以上100分の98未満	100分の1.5																
100分の95以上100分の97未満	100分の1.4																
100分の90以上100分の95未満	100分の1.2																
100分の85以上100分の90未満	100分の0.9																
100分の80以上100分の85未満	100分の0.7																

(3) 計算期間において当該組合の組合員以外の者が所有する事務所を借り受けた場合における当該事務所の借受けに要した費用の額(当該組合の納税義務組合員に係る納税通知書の総数を10で除して得た数(当該数に1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた数)に360円を乗じて得た額を限度とする。)

(4) 計算期間における納税義務組合員の数に300円を乗じて得た額

2 前項の規定により補助金の額を計算する場合において、同項各号に掲げる額の合計額に100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

3 前2項の規定は、計算期間における当該組合の納税義務組合員が納期限内に納付した県税の総額の当該納期限内に納付すべき県税の総額に対する割合が100分の80に満たない組合については、適用しない。

第1号様式(第3条関係)

略	
取扱税目 (注2)	個人事業税・自動車税
略	
このたび、納税貯蓄組合法第2条第1項の規定による納税貯蓄組合を設立しましたので、納税貯蓄組合法施行令第1条の規定により規約の謄本3通を添えて届け出ます。	
	職氏名 様

備考 略

第2号様式(第3条関係)
組合役員及び組合員名簿
納税貯蓄組合

略	
取扱税目 (注4)	個人事業税・自動車税
略	

備考 略

第6号様式(第8条関係)

略	
取扱税目 (注2)	個人事業税・自動車税
略	
このたび、組合規約を別添のとおり変更しましたのでお届け出ます。	
	職氏名 様

備考 略

第7号様式(第8条関係)
納税貯蓄組合員加入(変更・脱退)届

年 月 日

(3) 新たに新設した組合が、設立後初めて前条の計算期間中に第1号に規定する納付書又は納入書を取り扱った場合には、1万円

2 前項の規定により補助金の額を計算する場合において、同項第1号及び第2号の額の合計額に100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

第1号様式(第3条関係)

略	
取扱税目 (注2)	個人事業税・特別地方消費税・自動車税
略	
このたび、納税貯蓄組合法第2条第1項の規定による納税貯蓄組合を設立しましたので、納税貯蓄組合法施行令第1条の規定により規約の謄本3通を添えてお届けします。	
	鳥取県知事 様

備考 略

第2号様式(第3条関係)
組合役員及び組合員名簿
納税貯蓄組合

略	
取扱税目 (注4)	個人事業税・特別地方消費税・自動車税
略	

備考 略

第6号様式(第8条関係)

略	
取扱税目 (注2)	個人事業税・特別地方消費税・自動車税
略	
このたび、組合規約を別添のとおり変更しましたのでお届けします。	
	鳥取県知事 様

備考 略

第7号様式(第8条関係)
納税貯蓄組合員加入(変更・脱退)届

年 月 日

<p>職氏名 様 組合事務所所在地 納税貯蓄組合名 代表者氏名 印</p> <p>次の者は、当該納税貯蓄組合に加入（届出事項の変更・組合から脱退）しましたので届け出ます。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align:center;">略</td></tr> <tr> <td style="width:20%;">取 扱 税 目 (注4)</td> <td style="text-align:center;">個人事業税・自動車税</td> </tr> <tr><td style="text-align:center;">略</td></tr> </table> <p>備考 略</p>	略	取 扱 税 目 (注4)	個人事業税・自動車税	略	<p>鳥取県知事 様</p> <p>組合事務所所在地 納税貯蓄組合名 代表者氏名 印</p> <p>次の者は、当該納税貯蓄組合に加入（届出事項の変更・組合から脱退）しましたのでお届けします。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align:center;">略</td></tr> <tr> <td style="width:20%;">取 扱 税 目 (注4)</td> <td style="text-align:center;">個人事業税・特別地方消費税・自動車税</td> </tr> <tr><td style="text-align:center;">略</td></tr> </table> <p>備考 略</p>	略	取 扱 税 目 (注4)	個人事業税・特別地方消費税・自動車税	略
略									
取 扱 税 目 (注4)	個人事業税・自動車税								
略									
略									
取 扱 税 目 (注4)	個人事業税・特別地方消費税・自動車税								
略									

第2条 鳥取県納税貯蓄組合規則の一部を次のように改正する。

第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第7条関係）

職 氏 名 様

組合事務所所在地
納税貯蓄組合名
代 表 者 氏 名 印

年 月 日

年度納税貯蓄組合補助金交付申請書

交 付 申 請 額		円
内 訳	区 分	金 額
	1 使用人の雇用に要した費用の額	円
	2 帳簿書類の購入に要した費用の額	円
	3 事務所の借受けに要した費用の額	円
	4 そ の 他 の 事 務 費	A × 300円 = 円
合 計		円
備 考	組合員数 人	
	うち県税の納税義務者である組合員の数 人..... A	

注1 1に金額を記載した場合は、雇用契約書等及び領収書の写しを添付すること。

2 2に金額を記載した場合は、領収書の写しを添付すること。

3 3に金額を記載した場合は、賃貸借契約書等の写しを添付すること。

(県税事務所使用欄)

組 合 番 号	
---------	--

附 則

- この規則は、平成14年 4月 1日から施行する。
- 改正後の鳥取県納税貯蓄組合規則第 6条の規定は、平成13年 4月 1日から平成14年 3月31日までを計算期間とする同規則第 5条に規定する補助金から適用する。

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第31号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県税条例施行規則（昭和35年鳥取県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「削除条」という。）を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条及び様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条及び様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を削り、同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（現金収納の手続）</p> <p>第21条 徴税吏員である出納員（以下「出納員」という。）及び徴税吏員である分任出納員（以下「分任出納員」という。）は、現金を収納したときは、第19号様式による現金領収証書を納税者又は特別徴収義務者に交付しなければならない。ただし、納税者又は特別徴収義務者が県税事務所に納付書又は納入書（以下この条及び第23条において「納付書等」という。）を持参し、現金を納付又は納入するときは、現金領収証書の交付に代えて出納員が第19号様式の 2 による領収印を納付書等に押しして収納することができる。</p> <p>2 略</p> <p>第22条 略</p> <p>2 分任出納員（西部県税事務所日野支所（以下「日野支所」という。）の分任出納員を除く。）は、当該県税事務所が所在する市の区域以外の区域において収納した現金を第19号様式の 4 による払込書により近くの指定金融機関に払い込むことができる。この場合において、前項の規定中「現金引継額」とあるのは「第19号様式の 4 による領収証書に記載された金額」と読み替</p>	<p>（現金収納の手続）</p> <p>第21条 徴税吏員である出納員（以下「出納員」という。）及び徴税吏員である分任出納員（以下「分任出納員」という。）は、現金を収納したときは、第19号様式による現金領収証書を納税者又は特別徴収義務者に交付しなければならない。ただし、納税者又は特別徴収義務者が県税事務所に納付書又は納入書（以下本条において「納付書等」という。）を持参し、現金を納付又は納入するときは、現金領収証書の交付にかえて出納員が第19号様式の 2 による領収印を納付書等に押しして収納することができる。</p> <p>2 略</p> <p>第22条 略</p> <p>2 分任出納員は、当該県税事務所が所在する市の区域以外の区域において収納した現金を第19号様式の 4 による払込書により近くの指定金融機関に払い込むことができる。この場合において、前項の規定中「現金引継額」とあるのは「第19号様式の 4 による領収証書に記載された金額」と読み替えるものとする。</p>

えるものとする。

3 略

(日野支所の分任出納員の現金収納の手続の特例)

第23条 日野支所の分任出納員は、第21条第1項の規定にかかわらず、納税者又は特別徴収義務者が日野支所に納付書等を持参し、現金の納付又は納入をするときは、同項の現金領収証書の交付に代えて第21号様式による領収印を納付書等に押し付けて収納することができる。

2 日野支所の分任出納員は、前条第1項の規定にかかわらず、収納した現金を第19号様式の4による払込書により近くの指定金融機関に払い込むことができる。

3 日野支所の分任出納員は、前項の規定により指定金融機関に現金の払込みをしたときは、その都度第22号様式による領収済報告書を西部県税事務所の出納員に提出しなければならない。

4 前項の規定により西部県税事務所の出納員が領収済報告書を受領したときは、前条第1項の規定による引継ぎがあったものとみなす。

様式目次

1 略

2 賦課徴収関係

第2号様式～第20号様式 略

第21号様式 領収印

第22号様式 領収済報告書

第23号様式～第27号様式から第45号様式まで 略

3～11 略

第19号様式の4(第22条、第23条関係)

(第1片)

(第2片)



第21号様式(第23条関係)



備考 直径2.5センチメートル

3 略

第23条 削除

様式目次

1 略

2 賦課徴収関係

第2号様式～第20号様式 略

第21号様式及び第22号様式 削除

第23号様式～第27号様式から第45号様式まで 略

3～11 略

第19号様式の4(第22条関係)

(第1片)

(第2片)



第21号様式及び第22号様式 削除

第22号様式(第23条関係)

領 収 済 報 告 書

年 月 日

西部県税事務所出納員

氏 名 様

分 任 出 納 員

氏 名 印

歳入金を下記のとおり領収したので報告します。

領 収 月 日	領収証書 番 号	金 額	年 度	種 別	納 入 者 住所氏名	備 考
		円				

附 則

この規則は、平成14年 4月 1日から施行する。

鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第32号

鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則(昭和62年鳥取県規則第56号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後

(奨学金の貸与)

第3条 奨学金は、次に掲げる要件を備えている者に対して無利子で貸与するものとする。

(1)~(3) 略

(4) 他から同種類の奨学資金の貸与又は給与を受けている者でないこと。

(奨学金の額)

第4条 奨学金の月額額は、5万1,000円と入学年次における納付金(授業料その他知事が定めるものに限る。)の年額の12分の1の額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とを比較して、いずれか低い額とする。

(奨学金の返還)

第13条 奨学金の貸与を受けた者は、奨学金の貸与が終了し、又は第11条第1項の規定により奨学金の貸与を打ち切られたときは、貸与が終了し、又は貸与が打ち切られることとなった月の翌月から起算して6月を経過した後、知事の定めるところにより20年以内に、年賦、半年賦又は月賦の方法で貸与を受けた奨学金を返還しなければならない。ただし、奨学金の全部又は一部を繰り上げて返還することができる。

2 略

(奨学金の返還債務の履行の猶予)

第14条 奨学金の貸与を受けた者が災害、盗難、疾病、負傷、失業その他やむを得ない理由により奨学金を返還することが著しく困難になったと認められるときは、相当の期間、奨学金の返還債務の履行を猶予することができる。

2及び3 略

様式第1号(第6条関係)

鳥取県専修学校等奨学資金貸与申請書			
フリガナ	住所		郵便番号
申請者氏名	年 月 日生	(電話)() -	
略			
他の奨学資金の貸与又は給与の有無	有 ・ 無		
略			

注 略

改 正 前

(奨学金の貸与)

第3条 奨学金は、次に掲げる要件を備えている者に対して無利子で貸与するものとする。

(1)~(3) 略

(4) 日本育英会法(昭和59年法律第64号)による育英資金、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による修学資金又は鳥取県育英奨学資金貸与規則(昭和35年7月鳥取県教育委員会規則第5号)による奨学資金の貸与を受けている者でないこと。

(奨学金の額)

第4条 奨学金の月額額は、4万9,000円と入学年次における納付金(授業料その他知事が定めるものに限る。)の年額の12分の1の額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とを比較して、いずれか低い額とする。

(奨学金の返還)

第13条 奨学金の貸与を受けた者は、奨学金の貸与が終了し、又は第11条第1項の規定により奨学金の貸与を打ち切られたときは、貸与が終了し、又は貸与が打ち切られることとなった月の翌月から起算して6月を経過した後、知事の定めるところにより10年以内に、年賦又は半年賦の方法で貸与を受けた奨学金を返還しなければならない。ただし、奨学金の全部又は一部を繰り上げて返還することができる。

2 略

(奨学金の返還債務の履行の猶予)

第14条 奨学金の貸与を受けた者が災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により奨学金を返還することが著しく困難になったと認められるときは、相当の期間、奨学金の返還債務の履行を猶予することができる。

2及び3 略

様式第1号(第6条関係)

鳥取県専修学校等奨学資金貸与申請書			
フリガナ	住所		郵便番号
申請者氏名	年 月 日生 男・女	(電話)() -	
略			
他の奨学資金の貸与の有無	日本育英会の育英資金の貸与	有 ・ 無	
	母子及び寡婦福祉修学資金の貸与	有 ・ 無	
	鳥取県育英奨学資金の貸与	有 ・ 無	
略			

注 略

様式第2号(第6条関係)

略
上記所得額は相違ないことを証明します。 年 月 日 市町村長 氏 名 印

注 所得額については、市町村長の所得証明を得ること。

様式第4号(第12条関係)

(表)

略

(裏)

鳥取県専修学校等奨学資金返還明細書			
略			
借用終了 年月日	年 月 日	借用終了 事 由	卒業・退学・死亡・辞退・その他 打ち切り
返還方法及 び返還期日	年 賦	第1回 以降毎年同日同額。ただし、最終回の返還金額は	年 月末日 円
	半 年 賦	第1回	年 月末日 円
		第2回以降毎年	月末日及び 月末日 円
	月 賦	第1回 以降毎月末日同額。ただし、最終回の返還金額は	年 月末日 円
一 括		年 月末日 円	

注 1-3 略
4 年賦、半年賦、月賦又は一括のいずれか希望のものについて記入すること。
5 略

様式第6号(第15条関係)

略
添付書類 1 死亡に因る場合は死亡を証する戸籍抄本、精神又は身体に著しい障害を受けたことによる場合はその事実及び程度を証する診断書 2 家庭状況書

様式第7号(第15条関係)

家 庭 状 況 書	
略	
連帯保証人の返還能力の有無 (無の場合は、その理由)	有・無()
上記のとおり相違ありません。 年 月 日	申請人氏名 印 連帯保証人氏名 印
上記所得額は、相違ないことを証明します。 年 月 日	市町村長氏名 印
職 氏名 様	

注 所得額については、市町村長の所得証明を得ること。

様式第2号(第6条関係)

略
上記のとおり相違ないことを証明する。 年 月 日 市町村長 氏 名 印

注 「所得額」欄は、市町村長が記入すること。ただし、当該欄の記入については、市町村長発行の所得証明書で替えることができる。

様式第4号(第12条関係)

(表)

略

(裏)

鳥取県専修学校等奨学資金返還明細書			
略			
借用終了 年月日	年 月 日	借用終了 事 由	卒業・退学・死亡・辞退・その他 打ち切り
返還方法及 び返還期日	年 賦	第1回	年 月末日 円
		第2回以降	毎月同日 円
	半 年 賦	第1回	年 月末日 円
		第2回以降	年 月末日及び 年 月末日 円
一 括		年 月末日 円	

注 1-3 略
4 年賦、半年賦又は一括のいずれか希望のものについて記入すること。
5 略

様式第6号(第15条関係)

略

様式第7号(第15条関係)

家 庭 状 況 書	
略	
上記のとおり相違ありません。 年 月 日	申請者氏名 印
上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日	市町村長 氏 名 印
職 氏名 様	

注 「所得額」欄は、市町村長が記入すること。ただし、当該欄の記入については、市町村長発行の所得証明書で替えることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則第8条の規定により貸与の決定が行われている専修学校等奨学資金の額、返還の期間及び方法並びに貸与の打ち切りについては、改正後の鳥取県専修

学校等奨学資金貸与規則第3条、第4条及び第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第33号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年鳥取県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（市町村等が処理する事務の範囲）</p> <p>第2条 条例別表1の3の項に規定する規則で定める事務は、鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則（昭和62年鳥取県規則第56号）に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）～（6） 略</p> <p>2 条例別表2の項に規定する規則で定める事務は、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第6条の規定による調査票への記入とする。</p> <p>3～8 略</p>	<p>（市町村等が処理する事務の範囲）</p> <p>第2条 条例別表1の項に規定する規則で定める事務は、鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則（昭和62年鳥取県規則第56号）に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）～（6） 略</p> <p>2 条例別表2の項に規定する規則で定める事務は、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>（1） <u>第6条の規定による調査票への記入</u></p> <p>（2） <u>第12条の規定による調査票の配布、回収及び質問</u></p> <p>（3） <u>第13条の規定による調査票の受理及び知事への送付</u></p> <p>3～8 略</p>

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項の改正は、公布の日から施行する。

鳥取県立自然公園条例施行規則及び鳥取県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第34号

鳥取県立自然公園条例施行規則及び鳥取県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

(鳥取県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第1条 鳥取県立自然公園条例施行規則(平成6年鳥取県規則第69号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第1(第15条関係)</p> <p>(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの</p> <p>ア~ケ 略</p> <p>コ 漁港法(昭和25年法律第137号)第3条第1号に掲げる施設若しくは同条第2号イ、ロ若しくはハに掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。)又は沿岸漁業(漁業再建整備特別措置法(昭和51年法律第43号)第2条第2項に規定する沿岸漁業をいう。以下この号において同じ。)の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>サ~タ 略</p> <p>(2)~(6) 略</p> <p>(7) 条例第11条第3項第9号の規定により知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであって次に掲げるもの</p> <p>ア~コ 略</p> <p>サ 海上運送法(昭和24年法律第187号)第3条の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けた者、同法第20条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第21条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。</p> <p>シ 略</p> <p>(8)及び(9) 略</p>	<p>別表第1(第15条関係)</p> <p>(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの</p> <p>ア~ケ 略</p> <p>コ 漁港法(昭和25年法律第137号)第3条第1号に掲げる施設若しくは同条第2号イ、ロ若しくはハに掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。)又は沿岸漁業等振興法(昭和38年法律第165号)第8条第2項第2号に掲げる事項を行うために必要な同条第1項の構造改善事業に係る施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>サ~タ 略</p> <p>(2)~(6) 略</p> <p>(7) 条例第11条第3項第9号の規定により知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであって次に掲げるもの</p> <p>ア~コ 略</p> <p>サ 海上運送法(昭和24年法律第187号)第3条の規定により一般旅客定期航路事業の免許を受けた者、同法第20条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第21条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。</p> <p>シ 略</p> <p>(8)及び(9) 略</p>

(鳥取県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第2条 鳥取県自然環境保全条例施行規則(昭和50年鳥取県規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第1(第14条関係)</p> <p>(1) 工作物を新築すること。 ア及びイ 略 ウ 次に掲げる工作物 当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 (ア)~(キ) 略 (ク) <u>沿岸漁業(漁業再建整備特別措置法(昭和51年法律第43号)第2条第2項に規定する沿岸漁業をいう。別表第2第1号カにおいて同じ。)</u> <u>の構造の改善に関する事業に係る施設</u> (ケ)~(ム) 略 工及びオ 略 (2)~(11) 略</p> <p>別表第2(第17条、第19条、第31条関係)</p> <p>(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの ア~オ 略 カ <u>沿岸漁業の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。</u> キ~ネ 略 (2)~(7) 略 (8) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであって次に掲げるもの ア~キ 略 ク 海上運送法(昭和24年法律第187号)第3条の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けた者、同法第20条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第21条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。 ケ 略 (9)及び(10) 略</p>	<p>別表第1(第14条関係)</p> <p>(1) 工作物を新築すること。 ア及びイ 略 ウ 次に掲げる工作物 当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 (ア)~(キ) 略 (ク) <u>沿岸漁業等振興法(昭和38年法律第165号)第8条第2項各号に掲げる事項を行うために必要な同条第1項の構造改善事業に係る施設</u> (ケ)~(ム) 略 工及びオ 略 (2)~(11) 略</p> <p>別表第2(第17条、第19条、第31条関係)</p> <p>(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの ア~オ 略 カ <u>沿岸漁業等振興法第8条第2項第2号に掲げる事項を行うために必要な同条第1項の構造改善事業に係る施設を改築し、又は増築すること。</u> キ~ネ 略 (2)~(7) 略 (8) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであって次に掲げるもの ア~キ 略 ク 海上運送法(昭和24年法律第187号)第3条の規定により一般旅客定期航路事業の免許を受けた者、同法第20条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第21条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。 ケ 略 (9)及び(10) 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

